

# 令和3年度第16回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年12月22日(水)  
午後2時  
ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合  
会議室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) 3組合議会及び構成市町村議会への説明の顛末について
- (3) 構成市町村議会へ上程する議案について  
(稲広組合規約の改正案, 塵芥組合及び衛生組合の解散及び財産処分の案)
- (4) その他

## 3 閉 会

出席者

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂 事務局長  
古 手 憲 夫 事務局次長  
松 本 毅 参事兼施設課長  
岩 橋 勇 生 総務課長  
岡 野 恵 之 総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫 事務局長  
杉 山 晃 事務局次長兼施設課長  
風 見 光 三 参事兼総務課長  
木 村 哲 施設課長  
浅 野 大 樹 総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁 谷 明 宏 事務局長  
斉 田 典 祥 事務局次長兼管理課長  
坂 本 操 消防長  
永 井 貴 史 消防次長兼総務課長  
根 本 成 壽 管理課長補佐  
坪 井 智 彦 管理課主査兼管理係長

傍聴者

椎 名 貢 江戸崎地方衛生土木組合副参事

## 第 16 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討幹部会議録

令和 3 年 12 月 22 日

### ○風見課長

本日はどうもお疲れ様でございます。

それでは、只今から、令和 3 年度第 16 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討幹部会議を開催いたします。

協議に入る前に、資料の確認をいたします。

昨日メールにて送信させていただきました資料です。まず、本日の会議次第、続きまして本日の出席者名簿、資料 1 といたしまして今後のスケジュール、資料 2 として 3 組合及び構成市町村の議会の全員協議会の顛末（要旨）をまとめたものとなっています。資料 3、3 組合統合に伴う構成市町村が提出する議案を一覧にまとめたものです。資料 4 こちらは規約の変更と加入する場合、取手市さんが対象になるのですが、そちらの議案の例です。資料 5 こちらは新しい組合（稲広組合さん）の規約の改正案になっています。こちらは資料 6 です。参考として付けていますが霞台厚生施設組合規約の改正状況ということで時系列で改正した状況を記載したものです。資料 7 こちらも参考で茨城県内一部事務組合の正副管理者及び議会議員選出方法を一覧にまとめたものです。資料 8 こちらは組合解散及び解散に伴う財産処分に関する議案のイメージを作ったものです。資料 9 ですこちらは塵芥処理組合さんのほうからいただきました統合に向けた今後の検討事項をまとめたものです。

本日の資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思います。

### ○荒井局長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

協議事項（1）です。今後のスケジュールについてです。

まず、今週日曜日の龍ヶ崎市長選挙の結果についてでございますが、ご存じのとおり、萩原さんが当選されました。

この結果によりまして、3 組合の管理者は変わることとなります。

資料 1 としてスケジュールを配付しておりますが、こちらにあるように、来年 1 月 21 日に稲広事務組合、1 月 27 日の午前中に塵芥組合、同日の午後が衛生組合で管理者等会議がおこなわれます。その日程が決まっております、いずれの組合もここで管理者の互選が行われることとなります。

そこで選ばれた管理者のもと、この 3 組合統合の取り組みを推進していくの

か、各組合において正副管理者に改めて意向確認をしていただきたいと思います。

また、その際に何か意見等が出た場合には、3組合で情報共有していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。実は今日午前中、滝沢議長とお会いしました。このスケジュールをお渡しして、ある程度決まっていますのでというお願い、3組合の統合の継続について萩原さんの方にまだ十分に伝わっていないと思われましたので、資料などの概要版をお渡ししております。萩原さんと話し合いの場を設けたいということで、今週の月曜日、選挙の翌日に事務所に行った際にその辺が可能かをご本人とお話しして、落ち着くまでは駄目だよということだったんですが、28日の御用納めの時だったらどうですかと聞いたら、その辺だったら大丈夫かなという話をいただいたので、統合の進捗状況諸々を話したいなと思っております。

あと、議員定数の件です。わたしたちでは話し合いの場を設定することはできないので、滝沢議長にお願いしますということを伝えました。どのように動いていただけるかはわかりません。順番を間違えると大変なので、そういうお話をしました。まずは3組合の正副議長に話して、そのあと構成市町村の正副議長という風な流れ。「まずはそこからかな」という話をしました。本人も納得していただきました。どういう風に動いていただけるかは、その辺はそのあとにお任せするしかないのかなという風に思っています。議員定数が決まらなると計画も決定にはなりませんので、動きようがなくなります。予定では2月に決定をしていきたいと思っています。進捗状況によってはそれよりも後にずれ込むことも考えられます。それが決まって、改めて構成市町村の方に出向いて、説明という風になりますので、時期的なもの。スケジュールに入れたいんですが決められないので、従来通りのスケジュールを配布させていただいたところです。

この件について、何かありましたらお願い致します。よろしいですかね。また、何か動きがあった場合には協議をしていきたいのでよろしく申し上げます。

次に、協議事項(2)3組合議会及び構成市町村議会への説明の顛末についてです。

10月から11月にかけて3組合の議会、11月から12月にかけては構成市町村の議会へ、計画の素案、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化について説明を行ってまいりました。

構成市町村議会への説明では、3組合から担当者を出し合いまして、それぞれの役割分担の中で、対応していただきました。ご苦勞様でございました。

本日は、説明後に出た意見や質問とその回答を資料2顛末としてまとめておりますので、その内容について確認していきたいと思っております。

説明のほうをお願いします。

○風見課長

それでは、資料 2 をご覧ください。

10 月 20 日の衛生組合を皮切りに先週 12 月 17 日の牛久市まで、3 組合の議会及び構成市町村議会の方へ、今回の計画の素案及びごみ処理の広域化、斎場事務の複合化について説明を行ってまいりました。

その際に出たご質問やご意見とその回答についてまとめたものがこちらの資料 2 となっております。

詳細については、内容を読んでご確認いただきたいと思いますと思いますが、主な質問等について簡単にご紹介したいと思います。

全体を通してみますと、まずこの統合のメリットについてのご質問が多くており、住民に対するメリットはどうか、市町村議会のほうでは多く出たようです。併せてデメリットについてはどうかといったご質問がございました。

他には、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化に関するご質問が多くており、構成市町村の現状によりますが、関心が高い部分ではないかと思われました。

その他、統合後の職員の組織体制や処遇、分担金に関するご質問等がございました。

質問が無かった市町村もありましたように、ここまでの計画の内容についてはある程度理解はされているものと思いますが、今後、議員定数の検討等、各議会で協議していただく事項も出てくると思いますので、その際には、また、丁寧な説明を行っていければと考えております。以上です。

○荒井局長

ただいま、3 組合議会への説明及び構成市町村議会への説明の顛末について説明がありました。

これについて、何かご意見等ありますか。

○澁谷局長

自分は美浦と稲敷市に行ったんですけども、総論的に第一段階の複合化は、個別の議員さんでメリットなどでどうこうという方いらっしゃるんですけども、自分の感じる部分では第一段階であるように、3 つの統合化については総論賛成みたいな感じなんですけどね。やはり美浦村は一緒になっても議員数が減るのが予想できる。それから削減効果が薄いということで、どこでも同じだと思うんですけども、住民直接の事業はきちっと同じことやるわけなので、3 つが一緒に

なることについては基本的にはさほど大きな問題はないと思うんですけども、ただ個別のメリット探して説明しろと直球で言われちゃうと、何か探さないとまずいのかなと思って、自分もいろいろ考えるんですけど、やっぱりこれ、目的が次の第2段階を見据えていることもあるので、どうしても住民直接の還元は出来ないということと、やはり一緒になった初期段階では削減効果が薄い。例えば、10年スパン・5年スパン・10年だと5名削減効果が出れば2億数千万あるよっていうレベルなのでそれだけでも足りないということもあるんで、そこを知恵を出して最終的な計画の説明の時に議員さんに当てるとき端的にこのためにあるんだということをおもひなで考えてやるのがいいんじゃないのかなと思います。考えても思いつかなかったんですけども、実は。

800万くらいでこちらは40万くらいだったらそんなに急がなくてもいいんじゃないって言われちゃうと……まずこの受け皿を作って、それからこのごみの広域化の議論の土台にするとしても、なんかもう噛み合わないですよ。考えるところが先に行っちゃってしまっているんで、そういう印象があったんで発言させていただきました。ここが最終的な局面のポイントかなと考えているので、ここは真剣に考えないとまとまらないんじゃないかと思います。以上です。

○荒井局長

その辺について、今日は椎名さん来ていますけど、なにか補足説明をしていたんですかね。

○澁谷局長

20日ですか。

○荒井局長

江戸崎衛生土木で。

○椎名副参事

傍聴の立場で申し訳ないですが。去る月曜日ですか。衛生土木組合で臨時の全員協議会がございまして、その中で組合議長の高野議長の方から進捗状況等含めて椎名の方から説明してほしいという風に言われて、衛生土木組合では稲敷市選出の議員が6名、美浦村選出の議員が2名の合計8名で議員構成が成っています。今、澁谷さんがおっしゃったような内容を説明して、熱量というかそういう話になると美浦村は2人しか来ていないんですけど、まあ沼崎議長さんがメンバーにいるもですから、当然、美浦村の村長も同席したうえで、美浦村の議員の大半はメリットが薄いんじゃないかなという、どちらかというとな消極的な意

見が数が多いよと、再度 20 日にでておまして、稲敷の方につきましては、分担金負担金の公平性とか保たれるような均等割り何%とか事業割り何%とかはつきりすれば、それはそれで来年の 6 月議決行為に向けて、多分これから課題も出ると思うんですが、公平な分担金の算出方法であれば稲敷なんかは特段大丈夫なのかなと。

○荒井局長

ありがとうございました。意外と美浦さんの方が村長さんと議会の方がうまくいっているんで。

○澁谷局長

このこと以外はうまくいっているようですよ。

○荒井局長

意外だね。

○澁谷局長

意外でした。

○荒井局長

言っているのは特定の 2 人だけですかね。

○椎名副参事

でも、沼崎議長が言うには、反対する方が……やっぱり、議員さんの数が少ないと小さい市町村の意見が反映できないんじゃないかなと。

○荒井局長

議員さんというと、新組合の方の？

○椎名副参事

そうです。

○澁谷局長

関与しているのは衛生さんとうちに 2 人ずつですよ。2 名ずつ出ているので、そうすると消防の事はこの議員さんで、衛生の事はこの 2 名でと。今度一緒になると 2 になっちゃうと。今度、全事業で・・・。

椎名さんがおっしゃったとおり、これからの2市村は、そのお金を弁済していく、返していくっていうか、その段階の時の措置とか、そういうきちっとしたものをお見せしないと、もう最終的にごみの広域化まで謳ってあるので、ちょっと抵抗が出てくる可能性がある。

美浦の村長は、ご承知のとおりマルなので、おそらく美浦村の議員数が拮抗していると思うんですよ。賛成、反対で。沼崎議長さんが言うのは、この調子で行っちゃうと、なんかいいことばかり言っちゃって、なんていうんですか、決められちゃって、そういう次元の話にあるのかなっていう印象があります。

なので、ごみの広域化をきっちり話し合うのを、なんかの形で作る。例えばごみを担当する課長さんの、当然、取手市さんは関係しないので、7市町村の、稲広のパッケージの中で、塵芥処理研究会とか検討会を立ち上げ、色々な意見を吸収するっていうのを作ると、そこで議論していただいて問題は解決していきますと。組合だけじゃなくてっていうようなものが、若干、そういうので今後、美浦村と稲敷市の議員さんが、少し意見を吸収するような、そうすると対等な7市町村の担当課長さんの会議を頻繁にやって、美浦村の意見とか稲敷の意見もどンドン出し合っっていうような。それでどこもWINWINになるようなものを考えていきますっていうようなものを作らないといけないのかなって感じますね。

○荒井局長

そうですね。やっぱり最終的には市町村レベルでそういった、関係市町村が集まって、環境担当ですよ。

○澁谷局長

同時に、衛生さんの分野は一緒になっているわけですから、そこも色々話し合いするっていうような感じで、ですから、一つ会議を創設し、ごみの広域化を始め色々な環境問題についても、広域的な話し合いをして、新しい組合の事務と並行して研究していきますとか計画の中に入れると、それで美浦村さんの意見とか稲敷市さんの意見を、どこでも言っているんですけど、特にそういう意見が出たのでデメリットにならないように慎重な運営をしていきますって載せるといいかなと感じますね。

ここまで拮抗しているので、最後反対っていうような感じでなるかもしれないですね。ここは意外なところで、すんなり行っちゃうと思ったんですけど。稲敷市さんは、椎名さんがおっしゃるとおりで議長も賛成していますので、ただ、第2段階は慎重にやりましょうっていうことで。

○荒井局長



広域化の部分、複合化の部分については、これからはこういう風に進めていきますと丁寧に進めていきますと。進め方ですよ？

○澁谷局長

セットで複合化とこれは丁寧に、3組合で一緒になることはこういうことでと理解しておかないと。全部が議決しないとね。これは鴻巣議長も心配しているんですよ。一個がバツになるような構図は作りたくないから、全市町村が丸になるように議論の時間は取った方がいいんじゃないかというのは前から言っているんですよ。

○荒井局長

鴻巣さんはちょっと早すぎるという言い方してまして。

○澁谷局長

そうなんですよ。あまりにもスピードがね。言っているんですよ。ここはひとつゆっくりと。

○荒井局長

まずは統合が最優先なので、その先の話として第2段があるわけで、これはこういう風に進めていきますという丁寧な説明ができればそれでいいのかなど。ほかはどうですか？

○岡野課長補佐

今の資料20ページの一部修正があるので報告します。  
上から3つ目、大竹議員の発言の中の3行目です。調査研修ですけども調査研究です。

あと、構成市町村説明、質疑応答の中で削減効果の方の話がでておりまして、831万の所で少ないという認識があったのと、その内訳って言うとさらに減るというのがあったので、もし可能であれば、10年スパンで人件費を含めて見ているのもあるので、10年スパンだと何々市さん、何々町さん、何々村さんはこれくらい効果がありますよみたく、1年目だけでは無く10年スパンの方で提示してあげた方がより自分ところの数字という風に捉えられてくれるのかなというのが質疑応答の中で感じたところです。

○荒井局長

美浦の？

○岡野課長補佐

美浦村に限らず削減効果が大竹さんも 830 万くらいじゃ少ないというのがたので。

○澁谷局長

ちょうど今のところ出ているよね。

○岡野課長補佐

それちょうど、龍ヶ崎市だと 10 年スパンで考えると 1 年目は 800、組合全体統合時は 831 万ですけど。10 年スパンで見た時に「龍ヶ崎市の財政負担はこれくらい減りますよ」みたいな、もう少し数字のほうを市町村の数字にばらした方がいいのかなど。

○荒井局長

その場合やっぱり職員の採用問題。抑制することになるので、その抑制の仕方は 0 採用とか 1 人採用とか、それによって幅が出てくるんだけども。それごとに作る？

○岡野課長補佐

資料の中でグラフであるように、だれも採用しない 5 人抑制した場合と、2 人採用して 3 人抑制した場合とかあるので、何々市さんは何々円から何々円の範囲の幅を持たせた削減効果を。

○荒井局長

それを各それぞれごとに各市町村ごとに出す？

○岡野課長補佐

市町村にとっては自分の数字っていうにみられるのかなって。

○澁谷局長

ちょっといいですか。その場合、計算式が問題になってくるじゃないですか。新たな組合を今ので、やるわけでしょう。そして今度はそれは今の計算でしょ、実際、3 組合の統合になった時それで行くわけじゃないでしょ。それができていないのにそういう数字を出されてもとなったときに返答できますかね。

○岡野課長補佐

今の考えは資料 9 にも関係してくるのですけども。統合した時の人件費の負担ってどうなるんだって出てくると思うんですけど。それ前、取手市長さんも職員が早期退職した場合とかそういった時の特別負担金とかはどうなるんだってというのがあったんで、職員の人件費をどう見るかっていうのが前提になりますけども、原則は他の市町村の負担が増えないと考えると、塵芥の場合なら、龍ヶ崎・利根・河内だけが負担するとか、そういう前提条件をつけた上で数字をはじくとかしないと出せない数字ですけど、なんていうか塵芥の職員が辞めた場合には、龍ヶ崎・利根・河内の削減効果に反映するとか、稲広さんですと取手市さんを除いた他の 7 市町村さんの方に反映する、衛生組合だと 8 市町村全部に反映するとか。

そういう前提条件をつけた上での数字になると思いますけども。

○澁谷局長

その前提で作っていくと概念論でわかるわけですよ。例えば、荒井局長言ったように 5 人減って 0 にすれば 5 人分減ります。それをただ数字化するだけでしょそれでは。負担割合で。それは金額見せたとしても議員さんは納得しないって。それはタラレバでしょうよ。5 人退職して、5 人取らなかつたらこうなりますって説明するだけでしょよ。

○岡野課長補佐

それは今の数字がでているんですよ。

○澁谷局長

それで 800 万は、3 組合一緒になった時に議員の数字を半分にして、管理者の費用を少し 3 分の 1 にしてやって 800 万にしかならない。職員は変わらないんだから。4 月 1 日から。

だからそれで美浦の場合だと 800 万の内 30 万円ぐらいだったら、「我々の議員の発言が減らされて、民主的な考え方をそれぞれの事業で言ってのにそれを排除してそれで 800 万しか減らないの？全体で。」っていうこと言ってるわけですよ。金額が 800 万が 3000 万になっても 4000 万になっても良いという次元では無いと思うんですよ。だって、800 万しか減らせないから。

下手をするとこれは内部でもやっているんですけども、財務会計システムの初期費用とか入れると 800 万なんか超えてかかってしまうものが出る、そうしたら今度それでやる意味あんたらあるの？」って、いや将来 10 年後にこれだけ

減りますからといってもそれが通用するのであればこれで丸になっていると思いますよ。たぶん、人件費しか減らすことができないのを、それを数字で見せたところで、自分がかえってそれが足枷になってしまうと思うんですよ、基本的には。

○岡野課長補佐

基本的には人件費は減らせないのは、まさにその通りで、自分が言おうとしたのは、組合統合した時にさっき言ったように議員数であったり、管理者報酬だとか、関連するシステムの効率化する事によって 831 万で、その内訳が 8 市町村が出ているわけです。それ以外さっきみたく、職員の方の採用を今後 10 年間で抑制した場合に 2 億とか 3 億とかもっとでかい数字出てくると思うので、そのでかい数字の内訳がこうですよと、831 万円の内訳は 8 市町村出ているので、3 億だとかですよと一応数字を出した方がいいんじゃないのかという趣旨の話です。

○小杉局長

3 億は人件費の話だよな。

○澁谷局長

それぞれ市町村が 3 億円のうちのこれだけずつですよという風に数値化することね。

○岡野課長補佐

3 億円の内訳です。

○澁谷局長

内訳というのは、人件費を減らす。それはさっき言ったように 5 人の退職の人件費なので年間いくらで 10 年かかったら何億かかるから、それがなかったら何億減るなっているのは多分、議員さんとか首長さんとか暗算できると思うんですよ。我々が一生懸命やってるところは人件費しか減らすことできないでしょうよ。基本は。それぞれの事業は同じなんだから。

それをコンパクトにするためにごみの広域化だとか斎場事務の複合化にして、行政の経費コストの方を下げるという風な視点があるでしょうよ。今議論しているのは。人件費を減らして減らすだけっていう話は「それは当然」といわれて終わってしまうと思いますよ。

例えばこれをお示した数字が龍ヶ崎市 6 千万です 7 千万です。その中身は何

ですかって、言うとな件費ですと言うとそれは当たり前だって。

要は、議員さんは住民に説明するために、住民サービスはこうなりますと、さっき言ったようにもしも言うなら、お金の話じゃなくて、人を5人削減しますって言った方が正しいと思うんですよね。

金額が10年間でこれだけ減りますって言っても、たぶん議員さんは納得しないと思いますよ。作るのはいいと思うんですけど。

そうするとこの見せた減る金額が、今度は最終的に総務部門の負担金割合を計算した時に、自分も消防の経理をしていた時にAの町が伸びたらBが下がる、Cが下がるようになってしまうんで、お金の中身を見せるのは少し消極的になった方がいいのかなど。それが今度基準になってしまいますから載せてしまうと。そうすると今の計算ではこうだけど、新しいシステムを作ったら減ってしまったよ、削減がね。それはちょっと、金額は今のままの方がいい気がしますね。何円から何円って、総論で。

○荒井局長

総論だけでね。

○澁谷局長

うんうん、そう思うんですよね。

○荒井局長

あとは市町村との協議もまだ引き続きやっていくことになるわけで。そうするともっと細かなさっきでた取手市の市長からでた特別負担金の話等も当然出てくるし、各組合で持っている基金どうするんですか。いくらかでもバックしてほしいとか極端な話ですけどね。そういったことも出かねない。新組合の事務所の準備費用。そういったものも、龍ヶ崎市の財政課長さんは一切出さないで、内部留保のお金を使ってやってくださいという考え方らしいんで、そういう話も一龍ヶ崎市だけじゃなくて、経営検討委員会の中でさらにほかの市町村からも別の話も出てくる可能性もあるので、取り敢えず計画のほうでは大きく見せておいて、細部の部分の方は事務レベルで詰めていくしかないのかなど。

○澁谷局長

そうですね。

○荒井局長

そういう細かい話じゃないんですよね。議員さんはね。

○澁谷局長

あと少し補足すると、自分たちのやった時に人口割 90 で総務費やってるんですけど、消防が前人口割 90 っていうのがあったんですね。こういったことが起きるんですよ、人口割って。人口が伸びてるところ人口が減るところ当然ありますよね。

総予算が伸びたのに人口が減ってるところは、下がるんです。そういうところかなり出ました。

総予算が伸びてるのに前の年よりも、下がるそんなのはとんでもないと。さっき岡野さんその通りなんですけど。お金見せちゃうとその数字をペーパーで配っちゃうとある程度、それはベースにしますから。3 組合をきちっとした 1 つの組合にした時の総務部門の負担割合を作った時に 均等 10 とか消防割りとか色々混ぜながらやっていっても、ある程度、人口割っていうのが出てきたときに人口が右肩で上がっているならいいんですけども、下がり上がりがあったら絶対にまとまらないです。なので、今は消防は基準財政需要額と職員配置に直したんです。人口割りで本当はやらやらなきゃいけない。ご承知の通り、構成措置が人口なのに人口入れてないんですよ。というのも人口が牛久とかは伸びていて村の方は下がっているんで、総予算の方は上がってるのに A が上がってる。

今回も基準財政需要額、国調でやったので河内さんガッと上がっちゃったのでそういうのが出ちゃうと、そういうのが出ちゃうのがデメリットなんだと思うんですが。総務費の部分はかなり慎重に行かないといけないし、削減効果の見せも、見せてそれがならなかったら大変なことになってしまうのが心配ですね。たしかに、一時的な説得はいいです。ですが先のことになったら苦勞すると思いますね。そこは慎重に。

○荒井局長

まあその辺は慎重にこちらも考えながら。市町村の話合いは続けていかなければいけない。合意形成をはかって行くしかいけないのかなと。とりあえず、分賦金の割合とかは現状のままということで。これは共通理解されていますので。

あとは、住民に対しての直接的なメリットは説明できないです。斎場関係ではあの相互利用っていう話をしましたけど、あれくらいですよ。使い勝手がよくなりますよという部分ですよ。

○澁谷局長

それで第 2 段階だろと来ちゃったら駄目なんですよ。

○荒井局長

あとはもう美浦は、来年稼働ですけども、いずれは更新時期がやっぱり来るので、どこの説明に行ったときも必ず言ってるんですけども、新しい施設を作ったとしても必ず更新時期が来ますので、その更新時期と今考える3市町の更新時期がだいたい重なるので、そういう時に最大のメリットがでますと言っています。十分受け止めていただいていると思っています。それでもってなおかつ言ってくるんですから、何かあるんだと思います。やっぱり、議員定数の件かなと。

○澁谷局長

この計画の外に理由があってそういう意見を言っているんだと自分は思います。

○荒井局長

理屈じゃないですよ。

○岡野課長補佐

一点補足です。人口要件5万人じゃないと、ごみ処理の補助という話があったと思うんですけど、県の方に確認した時に一部例外がある。過疎地域に指定されていると、5万人を下回っていても補助が出る。県南地区でいうと、稲敷市にあった桜川村は指定されているので、江戸崎地方衛生土木組合のほうでは5万人下回っても、改修だとか補助が出るんじゃないかなという話が出ました。

○荒井局長

まだ確定という話じゃないよね。

○澁谷局長

それは未確定？確定？それは今回のには良くない話ですね。

○椎名副参事

その件については20日にも同じように。前に説明した時に初めて聞いた話で・・・。

○澁谷局長

高野さんね。

○椎名副参事

20日に言われると思って、同じように県の廃対課に電話したら、おっしゃった通りで、説明して了解をもらっています。

○澁谷局長

わかりました。

○荒井局長

その件はじゃあ心配は今のところはないと、まだわからないよね。確定的なこととは言えないよね。

○岡野課長補佐

まあ、おそらく国の補助の対象になるんだろうって話で、それが過半数以下だと駄目だという話で、例えば河内・稲敷・美浦の組み合わせだと過疎地域は稲敷だけなので、(指定を)受けてない2つと受けてる1つだと補助が出ないらしいので、稲敷と美浦の組み合わせだとギリギリ半分になるので。

○澁谷局長

2つだから。

○岡野課長補佐

人口なのかごみの量だとか色々はつきりわからないのが県でもあったので国の方に確認したら、市町村でカウントするらしいということですね。

○荒井局長

わかりました。

○澁谷局長

その辺がね。結構、その落としどころだったですよ。5万人にならないと更新が難しいってのが。椎名さんあれだよ、美浦の議会は俺らだけで出来ちゃうという考えをお持ちです。ごみ問題は。村長は違うんですけど。議員さんは。

○荒井局長

あとプラスチックの資源化も用件に入るんでしょ。

○岡野課長補佐

それはこれからです。



○荒井局長

そうすると今作ってる施設も。

○椎名副参事

それもこの間、澁谷さんと岡野さんが説明して、たぶん言われると思ったので、自分なりには閣議決定されたのは今年のまだ最近なんで、今後のハード面に影響するかもしれないし、ごみ収集業務の方に関連するかもしれない。

ここら辺はやんなくちゃいけない。変えなくちゃいけないけどもどんな話になるかはわからないし、合併の中で協議していかなければならない課題ですよという話はしています。

○荒井局長

そうすると、実際にプラスチックのリサイクルを行う施設は、例えばどこにしようか。どっかで市町村の役割として何処どこ市町村にお願いしますというやり方でコストの分担ですよ。そういったものもどうなのかな。

○椎名副参事

今、岡野君も持ってると思うけど、収集業務を今までハンガーだとか積み木ブロックとか、こういうのも今まではどっちかという別個にやっていたんだけど、完全にプラスチックっていうくくりで全部やって再利用させるんじゃないかと思っているんですよ。なんか。そのくらいなのかな、あとは施設の方で、人海戦術でプラスチックを全部プラスチックだけ集めて、それをもう一回溶かして再利用するとか、そういう方法にするためにハードとかを変えるとか。

今の概要ではその程度なのかなとは思っているんですけど。

○澁谷局長

多分、循環型社会で SDGs で循環型社会だからそういう再生できるものは。

○椎名副参事

そうですね。

○澁谷局長

全部再生処理しろという流れを国の方ははじき出しているので市町村のごみ処理を、塵芥処理をまだ確定してないけど、その方向性は間違っていないけども例えば収集の段階から。

○荒井局長

そうですね。そこからやらないと。

○澁谷局長

最初の頃、分別でやたらすごかったのにしなきゃ。

○荒井局長

もっとさらにね。

○澁谷局長

今おっしゃったようにそうもっとさらに。

○椎名副参事

今は、プラスチック容器包装とかは俺もよくわからないけど、今はちょっと違うんですね。プラスチックは全部同じ袋に入れて出せみたい。そういう風になってくると思う。

○澁谷局長

1 とかね。1 の類とか。

○荒井局長

なんかモデルで京都辺りでやっている記事を読みましたが、その施設は 40 億円ぐらいかかったそうです。自前でやったらしいです。なんか交付税措置とかがあると思うんですけども。

○澁谷局長

収集のコストがかかるんで、住民の方に持ってきてお金もらうとかそういうやり方で。成功してるところはそうですね。お母さんが持って行って 10 円とか 5 円とももらえるようなシステムだから。収集コストとかすごい金額がかかるそうです。そっちにはプロの皆さんがいるからあれですけど。だから、一筋縄ではいかない部分なので。プラスチックは。

○荒井局長

そこらへんも、この会議で勉強しながら、情報を入れながら、国の動きなんかもやはり確認しながら、 やっていければなと思います。

それでは、次にいきます。いいですかね。

○澁谷局長

はい。

○荒井局長

協議事項（3）構成市町村議会へ上程する議案についてです。

計画通り、令和 5 年 4 月 1 日に新組合が設立されることとなった場合には、来年度に構成市町村議会において、規約の改正や、2 組合の解散届、財産処分について議決を受けることとなります。

議案の内容については、構成市町村議会に上程する前に、県の市町村課と事前協議を行うこととなりますけれども、本日はその議案のイメージを、3 組合で共有し、来年 1 月 18 日に開催の 3 組合経営検討委員会に提示し、市町村と協議できればと考えております。

それでは、内容について、説明をお願いします。

○風見課長

それではこの議題については資料の 3 から 8 を使った説明になりますのでご用意をお願いします。

まずは、資料の 3 です。

3 組合の統合に伴う提出議案一覧ということで、市町村別にどのような議案を提出することになるかの一覧になっています。3 組合に加入してる市町村、2 組合のみ、1 組合のみということでそれぞれ議案の提出するものが変わります。例えば、取手市さん。表なら一番右の市町村になるんですが、取手市さんについて、稲広組合さんに加入ということでまず加入の議決。そして、加入している衛生組合が解散となりますので、衛生組合の解散及び財産処分というような形での議案の上程をしていただくということになっています。

それを踏まえまして、資料の 4 をご覧ください。

こちらはですね、まず規約の変更及び先ほど言った取手市が対象となりますが、組合への加入についての議案の提出の例になります。こちらは以前、ワーキングで一度協議をしたときに、稲広組合さんから阿見町さんの例がございましたので、そちらを参考に作成していただいたものを今回出しています。上半分は規約の変更ということで、現在稲広組合さんに加入している市町村が提案する議案の文章になっておりまして、そちらの下に規約の改め文がついている形になります。

下半分につきまして、さきほどから申していますように取手市さんが稲広組

合さんに加入ということになりますので、そちらの議案の例となりまして、この下には改正後の規約、新しい規約を記載して、議案として提案するような形になろうかと思えます。

それで規約そのものについてですが、資料の 5 になります。

こちらが新しい規約の案として作成したものになりまして、規約につきましては記載する事項についてはあらかじめ決まっておりますので、それに沿って記載していくこととなります。

まず、第 1 条では名称。まだ、こちらはまだ決まっていないので○印になっております。

第 2 条では、構成市町村についての記載。

第 3 条で、共同処理する事務についての記載がありまして、複合的な事務組合になる場合はこのような表の形で示すのが多くみられるところがございます。記載する順番ですね。事務の順番は、構成市町村が多い順。ということで、し尿処理、今の衛生の部分ですね。8 市町村ですので。こちらに衛生が入りまして、その次に消防。共同研修で 7 市町村、その次に水防ですね。最後に塵芥さんで 3 市町村に関する記載です。市町村の並び順については、コード順で記載をしています。コード若い順で記載しています。

第 4 条で組合の事務所の位置、住所の記載。第 5 条で先ほどから出ている議員定数に関する記載。ここから、議員の任期ですとか、議長・副議長の選挙。また、2 ページの真ん中になりますけど、第 8 条ということで特別議決。こちらに関する記述もございます。複合的一部事務組合に記載されたものでございます。

第 3 章で、9 条で管理者・副管理者に関する記述がございますが、今回、今までの組合と変わっているところでもありますけど、第 3 項にあります副管理者の部分です。定数が 8 人ということで、今までは管理者以外の市町村長が副管理者としていたところですが、今回 8 人としており、管理者以外の関係市町村の長及び管理者の属する関係市町村の副市町村長をもって充てるということで、充て職での副管理者 1 名を入れて、ということがございます。それ以降につきましては、通常の記載で任期に関する記載などございまして、それ以降は通常の規約と同じような諸経費だとか経費の支弁方法などについての記載などありまして、最後の 4 ページ目に経過措置ということで、議員数に関する経過措置、従前の稲広組合さんの議員さんを従前の例としておりまして、人数が変わる場合は、加わえたりそこから減らしたりする経過措置をとって、その後の選挙が行われるまでは従前の例という記載になっております。その他、同じような経過措置といたしまして会計管理者に関する記載でありますとか監査委員に関する経過措置などを記載しているのがこちらの規約の案でございます。

次に資料 6 になりますけれども、こちらは先ほど申しました参考ということ

で霞台厚生施設組合の規約の改正状況ということです。霞台厚生施設組合の新しいごみ処理施設今年の4月始まっているんですが、それ以前、一番上にありますが平成27年に規約の改正を行っておりまして、共同処理事務を変更しております。(1)(2)にごみ処理の広域化に関する事務、こちらを追加しております。

それにより今まで構成市町村ではなかったかすみがうら市と茨城町、こちらが霞台厚生施設組合の構成市町村ということになり、この時点からごみ処理の広域化にかかる計画の策定ですとか、それに関する協議を進められる改正を行ったということです。その他関連する改正は計4回行ってございまして、組合の解散、茨城美野里環境組合と新治地方広域事務組合の解散、令和3年の4月ですね。こちらに至るまでこのような経過で改正を行っているということになりますので、新しい組合でもそのような状況になればこのような改正が参考になるかなということなので今回、つけさせていただいたところであります。

また、次は資料の7になります。こちら規約に関するものになりますが、正副管理者の選出方法及び議会議員の選出方法ですね。県内の一部事務組合の例をこちらに記載しております。管理者につきましては、ほぼ互選ですが、一部指定ということでどどこ市長が管理者と明記しているところが3組合あります。また、副市町村長を副管理者に加える規定があるところも同じく7団体ございまして、こんな例もありますということでこちらも参考につけさせていただきました。2枚目の議会議員の選出方法につきましては、ほぼ構成団体の議会における選挙ということでございしますが、22番の取手市外2市火葬場組合さんに関しては、充て職ということで構成市の議長・副議長、衛生関係の常任委員会の委員長こちらを充て職ということで規約の方に書いてございます。こちら参考ということでつけさせていただきました。

最後に資料の8になります。こちらは組合の解散ということで、今回の計画どおりとなりますと衛生組合と塵芥処理組合さんが該当となると思います。まず、1枚目に関しては、解散ということで、こちらはずばり解散という議決を求めるとことで議案はこのような形になっています。

2枚目以降は、こちら財産処分に関する議案になりまして、こちら解散に伴い両組合の財産処分を別紙のとおり定めるとことについて議会の議決を求めるとことで、次のページから別紙と致しまして、目録というような形でこの財産をすべて稲広組合さんの方に帰属させるということで、土地・建物・構築物・物品を記載しております。さきほど、基金についての取り扱いということで、組合によっていろいろな考えがあると思うんですが、今回は一応、基金のほうもこちらに該当ということで目録に入れさせていただいております。

最後に6番ということで、上記以外の物品ということでその他の細かい部分

に関しても含めて帰属させるということになります。こちらの目録は、決算書若しくは固定資産台帳などから拾ってこちらに記載したものになります。

駆け足で説明しましたが、以上でございます。

○荒井局長

ただいま説明がありましたが、現在の計画に基づき、3組合の統合を進めた場合、統合の手法については、稲広組合に吸収合併する形をとることになりますので、塵芥、衛生両組合は解散となり、2組合の財産については、稲広組合に帰属させることとなります。

その稲広組合については、構成市町村において規約の変更に関する議決を行うこととなりますが、取手市においては、それに加えて、稲広組合への加入に関する議決を受けることとなります。

今説明がありましたけども、何かご意見等ありましたらお願いします。

○澁谷局長

はい、委員長。

○荒井局長

はいどうぞ。

○澁谷局長

資料5の規約のベースの部分なんですけども、その組合の共同処理する事務第3条なんですけど、風見さん詳しく説明してもらって表にするということなんですけど、そこで水防については取手市は、利根川水系県南水防事務組合をやって小貝川の右岸、それと利根川左岸なんですけど、4項でいいのかな。項でいいのかな。小貝川左岸で、取手市は右岸やっているんです。それでおそらく、今飛び地で高須橋付近に少しあるんですよ。そこは稲広さんの方で水防やってという風になって委託になっているんですね。今回これ入ってきて今度は、利根川水系の中で向こうはやっていますので、反対側。ですから、水防事務はその部分は2つ取手さんになっちゃうんですけども、今と考え方一緒に龍ヶ崎市のエリアというかそこにあるのは稲広さんでやっちゃって今の稲広でやってるように委託でという話で、でないとならば取手市の場合は水防事務がちょっとあのここで負担金。

○荒井局長

委託料？

○澁谷局長

今、委託料でもらっているんで。ここはちょっとどういう考えで行くか。あの、最終的な議題としては県南水防事務組合が稲広に入って来るか来ないかという話なんですけども、向こうは守谷とかも入っているのでそうはならないと思うんですね。

なので、このままでもいいのはいいんですけども、右岸は入ってないんで。ただ、利根川の右岸って入っちゃうと見方によっては取手市の右岸もあるのでそれは利根川総合事務組合でやってるんですね。ですから小貝川の左岸に併設してるというか連続してるようなイメージの利根川の部分がうちなんです。それで小貝川の右岸の部分の利根川なんで、取手市って入れて負担金、特別会計負担金でもらうと言う考え方もあるんですけど。出だしは取手市を抜いておいてもらって、じゃないとややこしい話になってきて、利根川右岸、ただし、取手市の部分は除くとかそういうふうな書き方わかんないけど、書きぶりとしてはこっち側の都合で恐縮なんですけど、取手市を水防事務から外してもらって今の考え方の委託の部分でやらしてもらって金をもらった方がやりやすいんで、これ取手市さんと最初に詰めて、できれば、経営検討委員会に出す時には取手市の部分は抜いてもらって、それでこの説明の時に取手市さんの龍ヶ崎側にある部分は委託で、今稲広がやっているんですけども、今後これは取手市さんと検討していきましょう。

それで、たぶん今まで通り取手もやってほしいと思うんですよ。今2つになっているんで、実は香取広域のほうも今、東の方にあるんで、そちらも委託の方でもらっているんで、そこで何か起きた時は、堤防ってここからここまで取手でやって、こっちは稲広ってわけにはいかないんですよ。一体なんで。なんで、その分の応分の委託料で10万円ぐらいだっけ。

○坂本消防長

3万3千円ですね。

○澁谷局長

3万3千円か。でそうすると、規約でこの部分の水防事務をやるとなったら、結局負担割合を作ってやるんで。負担割合が小貝川・利根川組合のルールのやつですごくわかりにくいんですよ。居住の面積とかなんとかなんとかね。

○坂本消防長

そうですね。受益者の。

○澁谷局長

受益者のだったり、あと例えば危険箇所を有するとかなんとか読んでよくわからない話なので、いいかどうかは別として入り口では、このままで構成する水防事務は、市町村の中から取手を抜いてもらって案でお示ししていただいたで、別途その今まで稲広で頂いているところは、取手市さんと稲広の方で協議して進めてくださいとか、検討しますとかでやってよろしいですかね。すいません、ややこしいことなんですけれども。

○荒井局長

その辺の事実関係だけはお知らせしておいた方がいいですよ。

○澁谷局長

ええ、ええ。話してもらって。

それともう1点なんですけども。第10条の資料5の3ページに会計管理者ありますよね。これ通常はこれでいいんですが、今、我々もしかしたら龍ヶ崎市以外の首長さんが管理者になったら、この10条第3項に会計管理者は組合出納その他の会計事務を司るって、全部、会計管理者の市町村に任せるしかないんですよ。会計事務を。

○荒井局長

ですね。

○澁谷局長

なので、例えばの話なんですけど。うちの職務代理者を今、美浦村長さんがやっていたいて、龍ヶ崎市長中山管理者が今度変わるんで、龍ヶ崎市になったらそれまでなんですけど。例えば、職務代理者さんの都市が今度、管理者になったら、今度、この条文の規約の通り、会計管理者は美浦でやってもらって、会計審査は美浦村にやってもらうようになるので、これは今度のうちの幹事会とか財政課長さんらに話す予定でいるんですけども、一応そういうのを踏まえておいてくださいと。

○荒井局長

これはあくまでも新組合なんです。

○澁谷局長

新組合なんですけども。だから、そうすると、管理者が動く場合、変わってき



ちやう作りでいいのか。固定すべき方法があれば、その方がいいのかって議論してもらいたいと思ってるんです。鹿行広域は、事務所が所在する市が会計管理者をやるとなっていて、銚田市にあるので、今潮来が管理者なんですね。けども、会計事務は銚田市でやる。その前は行方市でやっていたんですけど。なので、龍ヶ崎市に事務所があると龍ヶ崎市にやってもらった方が、すごい伝票の量ですから。会計管理者の合議ってかなり件数が多いんですよ。100万超えると皆合議でやる。

たぶん、どこもだいたい同じだと思うんですけども、そこで新組合になると、塵芥処理組合の問題、衛生処理の問題、消防から水防まですごい量を、管理者が変わるたびにそこに行く作りよりも、なんかうまい文言、鹿行広域の文言が、事務所の所在地の市町村の会計管理者にお世話になるみたいになっていう書きぶりなんですよ。ぜひここは検討いただければと思うところです。

○荒井局長

指定したらいいですか。

○澁谷局長

指定するんですよ。動きじゃなく。さっきの副管理者は、動いてもいいと思うんですけど、会計管理者だけは、財務システムとかの問題もでてくるし、あの稲広関連の全市町村というか8市町村になったら、状況によっては取手市さんが管理者なら会計管理者になる可能性もこと考えなきゃいけない。衛生さんもそうでしょうけども。属するにするよりも指定にさせていただいた方が、今後の会計事務をやる人は、その度に首長さんの任期ごとにもしかしたらとか危惧が出てくるんでご検討頂きたいと思っております。

○荒井局長

どっちみちこれ管理者が誰になるか、それ待ってからしかないですよ。龍ヶ崎に落ち着けば一番いいんですけど。

○澁谷局長

それは問題ない。問題ないですけども、新組合のやつだから。書きぶり、稲広もこうなっているんですよ。おそらくじゃないですかね。だからそれはしょうがない。そう決まったら粛々と事務をやるしかないですけども、新しく作る組合は、指定できるものでしたらそれで説明して、何回も行くようになるのでできれば一番近々の都市でやっていただきたいと。事務所が違うところ行けばそこで。指定できないかとかご検討いただきたいと。

○荒井局長

わかりました。

○澁谷局長

ただ、これ風見さんほとんどがこれだよね。

○風見課長

そうですね。

○澁谷局長

一部事務組合は。だからうちも漏れずにそうなったんですけども、ただ、8になると広範囲になるので結構板橋から取手まで行くというのは結構。そこは皆さんで議論をしていただいて、文言整理と実態がどうだったらいいかと。自分は、あり方としては、これがいいと思うんですよ。ただ、事務処理の部分っていったり日頃の感覚から行くと、ご理解頂いて固定というか指定でやっていた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。その方がいいよね。

○坪井主査

はい。

○荒井局長

わかりました。

○坪井主査

そこで財務規則等とかも龍ヶ崎市のほうを準用してる部分があるので、そこは規程を直せばいいのかもしれないんですけども、今すぐという話となるとそう言うところを心配しているので、ほかの市町村の方に龍ヶ崎市の契約規則、財務規則で処理したものを持って行って審査を受けるっていうのは、違和感がある。

○澁谷局長

仮に美浦の会計管理者がうちではこうではないとしてもこれは準拠しているのは龍ヶ崎市の財務規則系なんですって話になりかねないので、そこは指定しても、全首長さんと全市町村さんご理解いただけるんじゃないかなと思うんですけども。よろしくお願い致します。以上です

○荒井局長

わかりました。他にどうでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡野課長補佐

資料5のところなんですけども。気になるところが何点か。資料の5の1ページ。

1行目の丸は新組合の名称が入るところの丸だと思うんですけども。2行目の丸は稲広さんの名称入れても問題ないと思うんですけども、そこは丸のほうよろしいのでしょうか。

○坪井主査

そこは稲広で問題ないです。

○岡野課長補佐

はい。じゃあ2行目の丸は稲広さんの規約を全部改正するってことで。

○澁谷局長

そうそうそう。

○荒井局長

これはそうだね。

○岡野課長補佐

あとその後、第1条なんですけども。やり方2つあると思うんですが、今現時点で複合的事務組合なんで、一部を追加するのか。それとも下妻地方広域組合の規約そういう風にしてあるんで、複合的事務組合と書いてありますけれども複合的一部事務組合と2文字を追加するのか、もしくはこの組合は何々組合と言うと風に複合事務一部事務組合とか明記しないのもありと言うか、そちらの記載の方法についてもちょっと。

○荒井局長

一部が入るかどうかね。正式には一部入れるのか。

○岡野課長補佐

下妻だと入れています。

○荒井局長

ほかのところあまり見てない。

○岡野課長補佐

逆にそういうのを入っていない規約もあります。複合的事務組合であっても。

○荒井局長

ああ、そう。

○澁谷局長

なるほど。

○荒井局長

そこは決めだね。

○岡野課長補佐

決めです。ただ、一部が入っていないと言葉足らずということになってしまうのかな。

○荒井局長

じゃあ、入れましょう、はい。複合的一部事務組合。あとは。

○岡野課長補佐

2条と3条で市町村の順番は、コード順と言われたんですけども。これまでと例規と大きく異なってくるので、コード順にするかどうかというのは協議しといた方がいいのかなと思うんですけども。

○荒井局長

あと、並ぶ順番とかは現行の並べ方ってのは、設立の早い順番になっているのかな。

○岡野課長補佐

その時の人口とかもあるんじゃないですかね。塵芥だと、龍ヶ崎・利根・河内

という順番でやってますけど、こっちだと龍ヶ崎・河内・利根ということで、なんで利根町が変わったのかといえば、コード順ですって言ってもそれで納得されるのかどうかっていうのはあるので。

○荒井局長  
一番最後は。

○澁谷局長  
これは。悩ましいよね。

○岡野課長補佐  
コード順で行くにしてもそれで納得してもらえるかどうかっていうのは疑問に思います。

○荒井局長  
今のはどうやって並べているんだって。根拠ありませんって。

○小杉局長  
塵芥はないです。

○荒井局長  
なら、根拠はコード順にしましたって。

○岡野課長補佐  
コード順なら北相馬郡だから利根町とか藤代とか守谷とかが後ろに行っちゃうのが今の作りなんですけども。コード順でいいのかどうかというところですよ。

○澁谷局長  
稲広は市町村順かつ人口順でやっています。たしか。だから、事務所が龍ヶ崎だから龍ヶ崎があってそこから市が先で、人口多い順。だから、龍ヶ崎・牛久・稲敷ときて次は町なんで、町が阿見が入って、利根がいて、河内がいて、村の美浦が最後。そこは結構揉めるんですよ。揉めちゃうんですよやっぱり。だから、一つの視点で変わってきちゃうので、人口規模で並べるかつ事務所が龍ヶ崎にあるから龍ヶ崎が一番。

○岡野課長補佐

今のベースでやった方がそのもめないんじゃないかなと思って。

○澁谷局長

稲広で行くと、取手がどこに入れるかって言うと龍ヶ崎の次に取手になって牛久・稲敷となって阿見・利根・河内で、最後に美浦ってなるんですよね。今のまま入れればね。

○荒井局長

市町村だからね。

○澁谷局長

これはね、意外と落としどころ探してみたいなもんですよ。あの本当に。市町村順だったらなんて首長さんがでて、それで大体引っかかってくるのが、美浦村さんが引っかかってくるから、村なんで。そこはちょっと。

○荒井局長

浅野、何か意見があったらどう。

○浅野主査

そうですね。まあ、衛生組合として入った順になっているんですが、後から入ってきたのが江戸崎管内……今は稲敷市となっていますよね。その後に美浦・阿見という順番で入ってきて、その前の河内までの順番っていうのは、一番最初の時のちょっとどういう順番なのかっていうのは、なんとも言えないんですが。

○荒井局長

市町村圏事務組合だからね。

○澁谷局長

そう市町村圏なんで。

○荒井局長

だから、市、町、村。

○澁谷局長

市、町、村って並べて説明して阿見さんが入ってきた時、阿見をどこにするか

という作業だったので。その前の 9 市町村で始まったときがそうだったので。その時は、市が 1 市、龍ヶ崎だけなんで、牛久町・江戸崎町・利根町で村が今度。やっぱりそこを調べると人口規模順で。自治体の単位で聞くとやっぱり人口にするのが落とし所としては、納得性がでてくるというところだったんで、あのそういう感じでしたね。ですから、その市町村合併の時も変わったので、9 から 6 にした時も、市は、龍ヶ崎が事務所がある土地なんでそこから、牛久・稲敷という風に。

○荒井局長

人口については、今からちょっと不安定な状況になりますよね。

○澁谷局長

10 年、15 年、20 年とどうやっていいか。

○岡野課長補佐

人口だったらつい最近、発表された国勢調査の数字を用いた方が 納得性はあるんじゃないかなと思います。

○澁谷局長

後は、うちの稲広の今の規約に、取手市さんをこういう理由で入れましたという落としどころですかね。

○荒井局長

そうですね。

○澁谷局長

事務所の次に人口規模が多い取手市さんが次に来ますよと。それでこれは衛生さんの並びの流れですよね。これたしかね。

○荒井局長

そうなのか？

○風見課長

今のところ多少違いますね。

○澁谷局長

あつ、そうかそうか。

○風見課長

さきほど言ったように加入順になります。

○澁谷局長

加入順にしたんだ。

○風見課長

一番後は阿見さんなので。阿見が一番後ろですね。

○荒井局長

まあ、稲広組合の方に吸収されるんで、稲広さんの考え方に合わせますよ

○澁谷局長

それに落とし込めるか。今の 8 市町村の構成の衛生組合の順番にしました。どっちかがいいんじゃないかなという気がしますが、前段の稲広に取手市さんの規模が大きいんで龍ヶ崎の次にしました。そうすると、たぶん皆まあそうだなって感じになると思います。どうでしょうか。

○荒井局長

それで私はいいと思うんですけども。稲広さんの。

○古手次長

衛生さんの利根と河内の並びは、利根町・河内町？

○風見課長

そう。

○澁谷局長

そうそうそう。あくまでも利根町の方が人口は多いですということ。だから。入った入んないは同時なんだよな、たしか。同時なんで。あの最初から稲広ができたのが遅いんで。一部事務組合やってる時に、ぱっと作ったので一緒だと思うんですよね。加入は。で加入は、阿見が一番後ろにいるんだけども、さっき言ったように市町村と並ぶべきだろうという話が出て、阿見町さんと河内さんと利根さんの 3 つをやったら、どう並べるかっていうときに、人口順にしましょう



ってことで、阿見・利根・河内とただけなんです。で、今もそうなんです。

で今度、7 が 8 になるんで取手さんはここですっていう説明のほうがやり安いのかもしれないですね。

○荒井局長

説明しやすいのかもしれないですね。

○澁谷局長

説明しやすいのかもしれませんね。

○荒井局長

じゃあ。

○澁谷局長

市・町・村で。で龍ヶ崎は事務所の所在地ということで、一番前に。

○荒井局長

一番前に。じゃあそれで。それで直しましょう。

○岡野課長補佐

あと続きがあります、はい。4 条なんですけど。塵芥の住所は 436 番地 1 じゃなくて 2 ですね。

○荒井局長

2 なんだ。失礼しました。

○岡野課長補佐

その後に鍵括弧で龍ヶ崎地方塵芥処理組合（管理棟）となってるのはこちらは不要かなと思うんですけども、もし必要だとしても設立時には、塵芥組合は解散してるので、これ、名称を出すというのは。

○荒井局長・澁谷局長

あーなるほどなあ。そりゃそうだ

○岡野課長補佐

それぞれの組合も番地だけでしか規約に書いてないので、建物の名前とか書

いてないので、番地だけでいいんじゃないでしょうかね。

○澁谷局長

稲広も番地だけだ。

○荒井局長

これは私のミスです。

○岡野課長補佐

5条の方の今の稲広さんの順番を基準にして順番変わりますね。

○荒井局長

そう皆順番変わりますね。

○岡野課長補佐

あと次のページ10ページです。9条で副管理者に市町村の副市町村長を置くっていうところが、これ構成市町村も今までで初めて聞く話なので、なんでこれを入れるのかっていう説明がないと、これってなんですかとなるので、その説明も考えてほしいと思うんですけど。

○荒井局長

今までは、3組合それぞれの管理者で共同処理している事務をある程度、狭い範囲で特定の事業をしていたと。それが1つの組合になることによって、3組合の事務をすべて1人の管理者で見えるようになるんですけども、そこにその管理者を実質的な実務の部分で補佐する副管理者をおければなと思って。管理者に直接行くのではなくて、副管理者を通して、実務の部分で補佐する副管理者を通して、管理者の方に伝わって、判断をしてもらう。意思決定をしてもらうっていうような流れを作った方が間違いがないのかな。

○岡野課長補佐

副市長村長の分も報酬は発生する？

○荒井局長

報酬は、発生する。

○岡野課長補佐

それだと 831 万の削減効果の削減はできないと？

○荒井局長

そのぶん管理者の報酬を下げようと思っています。

○岡野課長補佐

今の 831 万は下げた数字です。

○荒井局長

えっ、それは下げた数字か。いくらくらい下げたんだっけ？

○岡野課長補佐

県内平均に合わせた数字で計算しているんで。削減効果としての 831 万という数字が変わってしまう恐れがあります。

○荒井局長

変わるね。

○岡野課長補佐

変わりますよね。

議員の数なんか減らすと言ってんのに、こっちが増えるとなるとこれで理解されるのかなっていうのは、心配がある。

○荒井局長

やはり、これは管理者の意思決定をより迅速に正確にしてもらうために副管理者をおくというそういう理由ですね。県内の状況もさっき一覧表で見تمらったとは思いますが。

○岡野課長補佐

でも半分も行っていないんですよ。

○荒井局長

半分も入っていないけれども、事務処理の範囲が広くて課題も多い。広域化もやるしかない。複合化もやるしかない。将来的にも今からどんどん事務作業は増えていく中で、やはり副管理者のそういった実務の面でのサポートする人が必要になるということも十分あると思うんですけど。

○澁谷局長

ちょっといいですか。これ実態としては自分も経験あるんですけども、副市長に相談することも多いんですよ。だから、副管理者としていくかちょっと微妙なんですよ、例えば龍ヶ崎が管理者やっているとすると龍ヶ崎市の副市長に稲広のことを相談するという立ち位置でやっちゃったんですけども、管理者いない時に副市長に実はこういうことでとか、後はつかまらなかつたりすると、自分個人としては管理者部局の決裁規程なんかで、副管理者にもらえるものあればいいなと思っていたのが実態です。あの管理者の所在する副市長が副管理者になれば、少し管理者のハンコを。

○荒井局長

そうだよ。決裁になれば。

○澁谷局長

決裁になれば。実態としては、組合の副管理者として副市長になってくれている、持って行きやすくなるんですよ。だからこれ、今言ったところは、確かに他のところ減らしているのに、ここだけ増やすからね。そんで金のところはあるんだけど、実態としてはいてもらった方が組合運営のほうでは、円滑になる可能性は高いと思うので、メリットはあると思うんです。ただ費用の削減の問題になってくると副管理者増やすとかなったら説明はちょっと難しいわな、確かに。

○荒井局長

これも投げかけてみて、市町村の反応を見ましょう。

○澁谷局長

それぞれ 8 自治体の課長さんらのところに直接かかわるところだからね。自分ところの上司、副市長、副町長とか。置かない、置いてないときがね。

○荒井局長

副管理者ですか。

○澁谷局長

副市長。

○荒井局長

あつ、副市長ね。置いてないところ。あれ、江戸崎衛生土木組合さんは入っているんですよ。

この一覧表を見ると、副管理者に。

○椎名副参事

副管理者今のところは市長が。

○澁谷局長

中島村長が管理者ですから。

○荒井局長

そうですね。

○澁谷局長

であそこは副村長置いてないんで。

○古手次長

素朴な疑問なんですけども、副管理者 8 人の序列とかっていうのは出てくるんですか。例えば、管理者のところの副市長が副管理者になった場合、その方の立ち位置的には他の副管理者とは？

○澁谷局長

末端ですよ。

○荒井局長

末端。末端。

○古手次長

末端ですか。

○澁谷局長

だって、副市長だもん。首長じゃないから。

○荒井局長

書くときは、さっきの順番で。稲広さんで決まってる順番で、副管理者の中で

書くようになる。で一番最後に。

○古手次長

副管理者の中での一番最後に、末端に。

○荒井局長

副市長であるところの副管理者。一応調べた中では、江戸崎衛生土木組合は、副市町村長を副管理者に加える規定になっているんです。

○椎名副参事

だから、稲敷市が管理者になると副市長も副管理者になる。だから副管理者がふたりになる。美浦と。そんなやり方している。

○澁谷局長

あ、今二人だけども。あーなるほどね。

○椎名副参事

稲敷市が今度、管理者になれば副管理者 2 人。美浦と。

○澁谷局長

さっきと同じで、管理者が動く想定するといないところも出てくるんだな。まあ市は大体いるけどね。

○荒井局長

いないところは、それはしょうがない。

○岡野課長補佐

あと 2 ページの一番最後です。副市長の長がこれ町ですね。

○荒井局長

あれ？

○岡野課長補佐

2 ページと 3 ページのところの副市長村長の所。

○澁谷局長

あーなるほど。

○荒井局長

あーそうですね。

○岡野課長補佐

あと修正じゃなくて考え方なんですけども、議員の数が丸人になってますけど、今後の協議の状況によって規約の改正までとまらない場合には、今の議員数をベースにしておいて、ちょっとそれで話がまとまった時点で、人数をまとめた数字に変えるっていうのもありなのかなと思うんですけども。

○荒井局長

今の人数とは？

○岡野課長補佐

稲広さんの方をベースにして取手市さんが入ったりとか。

○澁谷局長

ありえるね、たしかに。

○岡野課長補佐

規約の数字入れたいから早く話まとめてくれでは、向こうから見ればそれは筋が通らないところだと思うので、話がまとまるまでは今のベースに進めますよと。

○荒井局長

いや、俺らは分かっているからいいけども、初めて見る人は数字が入っていると誤解しない？

○岡野課長補佐

あつ、だから今は丸でいいと思いますけど。ただ、話がまとまらなかった場合には。

○荒井局長

いつの時点で？

○岡野課長補佐

議案だす時までにとまらなかった場合には暫定的に稲広さんベースとかでやるとか。

○荒井局長

議案を出す段階とはいつの段階を言っているの？

○岡野課長補佐

予定だと6月議会です。

○荒井局長

いや、それまでに人数決まらなかつたら出せないよ。

○岡野課長補佐

その時は今のベースのままで、統合して議員の数とかは。

○小杉局長

それは違うよ、今言ってるのは。違います。決まってからじゃないと出せない。

○澁谷局長

そこに至らないと。そういう想定したら、たぶんこれ。

○小杉局長

決まってから入れましょう。丸でいいですね。

○澁谷局長

うん。

○荒井局長

決まってからじゃないと出せないよ。ということよ。6月には出せないよ。その後、すぐに決まればいいけど、臨時議会とかで。または、9月の定例会に提出ということになります。

はい、後はどうでしょうか。

はい、では次に移ります。その他の案件です。

塵芥組合さんの方で今後の検討事項についてまとめていただいております。盛り沢山で、本当に、先の先まで見据えて、検討事項を書いていただきました。



内容について説明をお願い致します。

○岡野課長補佐

はい。資料の 9 の方でこれまでは協議はしてきましたけれども、協議でまとまってない点だとか今後の事について検討しなきゃいけないところをグループに分けて箇条書きで書いています。さきほどの話と重複するとありますので。まず、1 ページの一番、最初で龍ヶ崎市長の意向ということで これはさっき 12 月 28 日に確認する予定ということでしたので、こちらの方は割愛させていただきます。次のポチで・・・。

○荒井局長

その時に答えてるかどうかわかんないよ。

○岡野課長補佐

今のところは確認されていないということで。

○荒井局長

とりあえず、とりあえずね。

○岡野課長補佐

2 つ目のところが計画の決定ですけれども、先ほどの資料 1 と重複しますが、3 月で令和 4 年 3 月末で決定ということでもっていった方がいいんじゃないかと考えています。資料の 1 だと 2 月 25 日の管理者会議で計画の最終決定をして、3 月に全員協議会で説明という風になりますけども、決定したものを説明するよりも、ほぼ 9 割 9 部こういった内容で考えています。ただ、まだ意見とか踏まえて修正する余地といいますか、修正することにしますというスタイルで、3 月の全協には説明した方がいいんじゃないかなど。市の方の計画でもそのような形の方で最終決定は、いろんな意見を聞いた後で、それを反映するとかしないかで決定しているので、こういったところで 3 月に決定という風にしたほうが議員さんに説明しましたからってみたい説明だと、向こうの方もまた意見が反映されないのかと。そういった意味では、決定する時期は検討した方がいいのかなと思っています。

○荒井局長

はい。

## ○岡野課長補佐

はい、3つ目は例規の方で稲広さんをベースにこれから例規をいろいろとやるにあたりまして。どのようにやっていくのかというところは疑問に思っています。3組合の統合の周知というのは、当然管理者会議を踏まえてとは思いますが、外部に対しても周知というのはいつ行っていくのか、タイミング的なところも疑問です。

最後のポチ、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化の検討はどうしていくのかということで、さきほど澁谷さんからもありましたように研究会のようなものを立ち上げるとか、市町村とか、今、一部事務組合ベースで話をしていますが、市町村交えての話し合い、これを持って行くのに、どのような形でしていくのかというところはやっぱり疑問です。

次に、今後の役割分担になりますが、3組合の統合の母体が稲広組合となった場合に、母体で具体的にやる作業はイメージつかなかったので、県の市町村かとのやり取りするとか稲広さんとかでやるのか。そうすると、稲広さんの業務が増えてしまうので、斎場事務の複合化をやっていますけども、それをその衛生さんと変わるのか、そういったところは少し疑問に思ったところです。

構成市町村からの分配金については、これも先ほどもありましたが、取手市長から前の管理者会議で言われましたが、職員退職に伴って 特別負担金の取扱いはどうに考えてるのかあってあったんで、そういったところも、今後、検討しなければいけないなと考えています。そういったところで他の構成市町村の負担増とならないように、その職員の方が退職するまでは、負担した市町村が継続するというような形にした方が急な負担を求められる不平不満にはならないのかと思います。あと、それとは逆に職員を新規採用した場合やる業務とか配属する場所にもよりますが、どこの市町村が人件費を負担するのかというのも考えて行かなければならないのかなと思っています。ただ、前回の会議でもありましたが、831万円の内訳とか、そういった構成市町村の負担について、前回の会議の資料の1、資料の2で提示して、その時に意見がなかったんで、そちらについて今後どうしていくのかっていうのも改めて協議なのか、市町村に投げるのか、そういったものが必要になってくると考えています。

1 ページの最後が契約差金。そう言ったものが各組合に出て行って累積される、そういったものが財政調整基金などで積み立てしているものが、財政調整基金の考え方についても3組合が1つになる前に3組合それぞれで考えて整理したほうがいいんじゃないかと龍ヶ崎の財政課長の意見もいただいたところです。そういうところで経営検討委員会の方で、龍ヶ崎市の財政課長に発言してもらうのもありなのかなと思っています。

2 ページになりまして議員さんの議員定数の見直しについてですけどもそち

らも話があったところですので割愛します。

また、中山管理者からは、3組合の議長で集まってもらって、協議の場を持ちたいという意見があったというのも聞いています。あとは、監査委員・公平委員・審査会なども今の稲広さんをベースにするのか、衛生組合・塵芥組合への連絡とかをそういったものをいつするのか。それも周知と関連してくるところだと思います。

あと新組合の名称、そちらも前回の管理者等会議で龍ヶ崎を入れる、入れないありましたが、そういうところも最終的にどうするのか。管理者会議での話しになると思いますが、今後の協議になっていくかと思っています。仮に、新組合の名称が変わった場合に、こちらの方で書いている稲広さんの消防本部の方への任用とか何らかの手続きで事務負担が発生してしまうのか、してしまわないのか。そう言ったところも手続きは不要ということでもいいのかな、どうなのかなと思ったところです。

あとは組合の名称が変わった場合に、稲広さんベースだとしても、そうじゃない場合としても、衛生組合・塵芥組合の方で登記とかをしている名義変更、そういったタイミングとかはいつ行うのか。令和4年度中におこなうのか、新組合の設立された令和5年度に4月1日以降に行うのか。あとは、塵芥組合・衛生組合を構成市町村の条例・規則などに入れているところもあると思いますので、そういう時に構成市町村の方の議会では、統合直前の議会令和5年3月の議会に上程してもらうということでもいいのかどうか。構成市町村との協議となってくるのかと思います。

次に事務所です。事務所の方では、主たる事務所、塵芥処理組合の方にするときに、今ある事務所を衛生さんと稲広さんの事務所をどのようにするのか。職員の方は一部残すのか全員うちの方に来るのか。そのようなところも検討する必要があります。同じように事務局の方に来られた場合に、こちらの方の場所の問題ですが、どこにそういった人たちを配属、事務スペースとしてどうするのか。そういったところも検討が必要になってくると思います。それに伴いまして机とか備品、キャビネットとかそういった移動の方は、自前で行うのか、それとも引っ越し屋さんとかそういう所をお願いするのか。それに関連して、次のポチで新組合の事務所維持管理費は8市町村に負担を求めるのか、それともうちの方は龍ヶ崎・利根・河内の方の3市町のままにするか。こちらの方は取手市さんの負担が増える、増えないとかの意見があったので、そう言ったところも検討する必要があります。また、引っ越しなどに伴う予算の方は、どのように対応するのか。龍ヶ崎の方からは、その時に補正とか構成市町村から新たな負担を求めることなく、当初の予算や組合内部の方の予算の方でやりくりしてほしいという話もでております。あとは、また事務所が、人数が増えた時に電

話回線とかそういったものもどうするのか。あと、今、それぞれの組合にある電話回線をどうするのか、そういった整理も必要かなと考えております。

あとこっちの塵芥組合の駐車場の方も、職員駐車場を増設するか今のスペースのままで使うかどうか考えています。

3 ページのところでも公用車。塵芥の方でも公用車 3 台ありますが、稲広さん衛生さんの公用車もこちらの方に置くのか。今、塵芥の方だと、鍵付きシャッターの中にしまっているのが今の現状となっております。

次に計画に基づく取り組みということで、広域のプロジェクトの準備室にかかる人件費は、3 市町龍ヶ崎・利根・河内という形の方でいいかどうかの確認です。牛久とか阿見には負担を求めないという考えでいいかどうか。それが 1 点です。

次の事務分掌の企画財政課の内容。こちら踏まえて新しく作る課になるので、こういった精査はいつ行うのか。ただ、こちらの方は総務部門に入っているので、ごみであったり消防だったり原則 8 市町村に負担してもらっているのが総務部門なので、8 市町村で関係してる業務をメインに考えないと、負担してもらう市町村からは、また意見の方が出るかなと考えています。

また次に、人員管理計画を定めるとありますが、今後当面 10 年間は職員の採用を抑制している。それで削減していくと目標をうたっているの、そういったところの整合性をどのように図るかなどを検討していく必要があると思います。

また、議会のライブ中継をするのか。今の組合でやるとなったら、新たな機械を設置したりすると費用負担が出るので。そういったところをどうするのか。今ある既存の龍ヶ崎の所を借りるのか。そういったところも協議が必要だと考えています。

議会の会期日程は、計画の方だと 3 日から 4 日としていますが、それはごみの広域化とかが本格化した場合だと思うので、統合したばかりの時はまだ、1 日という考えでいいかどうか。それとも特別委員会を設けるので、次のポチですが 3 日から 4 日議会の日程を設けるかどうか。

次に、新組合のシステム購入、導入プランを策定するという事になっていますが、システム導入をするとなるとまた費用負担が懸念されるので、そういったところでこれを策定するのか。どのような形の内容にするのか。協議が必要かなと思っております。財務会計システム、今度、龍ヶ崎の方が変わる、変わらないとかやっているの、3 組合の方も今後検討する必要があるかと考えております。

その他になります。まずホームページ。3 組合のほうでそれぞれホームページを持っていますが、それは 1 つでのデータとして作るのか。それとも今の 3 つの形を継続するのか。そうするとサーバーの契約とかそういったところもあり

ますのでそちらの管理運営をどうするかっていうのも検討する必要があるかと思えます。

計画の修正。こちらは冊子の方ですが、そちらも前10月にまとめてから、動いているところもあるんで、①②③④⑤とありますが、こういったところも時系列、時点修正もでてくるかなと考えています。霞台だったり館林そちらの施設への見学に今年度行くのか、行かないかというところも。

最後のポチ3つは、全協の時に議員さんから出た意見を、この計画のほうに修正して反映させる、させないといった精査も必要になってくるのかなと考えています。

以上、簡単ですが、現時点でこういったところをどうするのかと疑問に思っているところを箇条書きで提出させていただきました。

○荒井局長

はい、本当きめ細やかなところ疑問点ですね。書き出させていただきました。どうもありがとうございます。この内容について、今日はちょっと議論することは難しいのかな。年明けの1月に幹部会議やりますので、その時に、この内容について協議を出来ればなと思うんですが、よろしいですかね。

○澁谷局長

はい、いいです。

結構システムがね。

○荒井局長

システムはどうなってるんでしたっけ、今稲広さんで。

○澁谷局長

システムは内田洋行じゃなくなった。

○斉田次長

TKCになったそうです。

○澁谷局長

だそうです。それ情報伝えといてって言われたんですけど。

○荒井局長

見積り、ここが事務所になるんで、それも1階に置いた場合と2階に置いた

場合と 3 階に置いた場合で全然違ってくると思うんですけ。その辺まで考慮してやっていただければなど。

○澁谷局長

そうですね。なので、ここはワーキングの皆さんにちょっと骨折ってもらわないといけないかなと思うんですけどもね。それと皆全体でここになにとか。案を作るしかないですからね。そっからじゃないと動かないもんな。だから、この分野はここに置くんで、配線とか wi-fi とかじゃないんですけどね。そこらへんとか。おそらく、結構かかるよね。

○坪井主査

そうだと思います。

○澁谷局長

だからそのタイミング悪いですよ。

○荒井局長

やっぱり新しい組合作る時は極力……

○澁谷局長

初期費用は他の市町村は皆わかっていると思うんですよ。課長さんとかはわかっているとおもうんですけどね。その差が出てくるとさっきの 800 万とかなくなっちゃう。

○荒井局長

ああ。

○荒井局長・澁谷局長

あつという間になくなっちゃう。

○澁谷局長

だから、お金の話はあんまりもう言わない方が得策かなと。ただ、しょうがないですけど。説明するしかないんですけど。かかりますってのは。

○荒井局長

市町村立場で考えたら財調崩してそれでやってよって簡単ですよ。言われ

ちゃうと思うんですよ。

○澁谷局長  
そうですね。

○荒井局長  
3組合であるでしょ、それぞれって。それだし合って勝手にやってくださいよ。

○澁谷局長  
出さないって話になるでしょうね。その分。

○荒井局長  
たぶん、そうだと思いますよ。  
まあ今この提起された問題点・課題点。これちょっと年越しになりますけど、それまでに一通り目を通して、皆それぞれ答えを出して、1月の幹部会議で議論しましょう。そういうことでよろしく願います。そうすると以上で終わりですよ。

○風見課長  
そうですね。

○荒井局長  
何か他ございますか。よろしいですか。はい、それで幹部会議の方は終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。

○一同  
お疲れ様でした。